

第12回大月市教育委員会定例会 会議録

- ・ 開催日時 令和2年2月19日(水曜日)
午前10時から午前0時15分
- ・ 開催場所 市役所第2庁舎4階会議室
- ・ 出席委員 小泉克行教育長、中村順一郎教育長職務代理者、藤本政一委員
天野ますか委員、野尻正人委員、庄司有紀委員
- ・ 出席職員 奈良学校教育課長、金畑社会教育課長
土橋こどもの学び支援担当リーダー
杉本学校づくり担当リーダー
- ・ 傍聴人 なし

[会 議]

1 開会

【教育長開会宣言】

2 会議録の承認

職員が令和元年度第11回定例会会議録を朗読し、承認された。

3 教育委員会報告

教育長から、令和2年1月28日から令和2年2月19日までの教育委員会活動が報告された。

4 議事

議案第28号 代替教員内申について

(非公開)

〔説明〕土橋こどもの学び支援担当リーダー

【原案どおり決定】

議案第29号 就学指定学校変更・区域外就学について

(非公開)

〔説明〕土橋こどもの学び支援担当リーダー

【原案どおり決定】

議案第30号 大月市英語検定料助成金交付要綱（案）について

〔説明〕奈良学校教育課長

大月市英語検定料助成金交付要綱（案）についてですが、これは新規の事業として、令和2年度に予定をしております。

他の市町村では既に英語検定に関わる助成をしているところもあり、大月市でも厳しい財政状況ではありますが、何らかの手当をしていきたいという教育長のお考えのもと、皆様に、例規を整備する必要があることから、今日提案させていただいております。当然、予算が伴いますので、予算については議決がされてから、3月定例市議会が終わった後に確定になります。ただ、要綱の準備は進めなければなりません。この後例規の関係の説明をするわけですが、庁内で法令審査委員会という別組織がありまして、いったんは審査がされています。なぜここだけ（案）がついているかといいますと、まだ不確定要素がございまして、大幅修正はなく、趣旨についても変わることはありませんが微妙な修正が加わることになります。その他のものについては、ほとんど変わることはありません。

趣旨になりますが、英語検定の受験に要する費用の一部を助成することにより、受験する生徒の保護者の経済的負担の軽減と英語力及び学習意欲の向上を図るということを目的としております。

第3条この対象者になりますが、検定料の助成を受けることができる者は市内に住所を有し、中学校に在籍する生徒の保護者。いわゆる市内の中学生が対象になると考えております。

次に第4条助成対象経費ですが、この経費は英語検定協会が定める検定料を対象としています。

第5条、助成金の額等になりますが、先ほどの検定協会が定めた検定料の2分の1を助成するという事で考えております。次の2項になりまして、助成金の交付は、生徒1人につき1年度当たり1回を限度するという事で概要はまとめてございます。

説明は以上になります。

天野委員

英語検定料はいくらくらいですか。

土橋子どもの学び支援担当リーダー

英語検定料は1級9,500円から5級の3,000円となっています。

奈良学校教育課長

費用負担について1点補足があります。市が対象としているのは中学生になりますが、そのうち中学3年生だけは、県の補助があります。市が負担する分の2分の1を県が負担します。つまり検定料の4分の1は県が負担します。

検定を受ける側の保護者はすべて2分の1の負担で、市が負担するのは、2分1となりますが、このうち中学3年生にかかる分だけは県から市へ4分の1の補助があるということになります。

【原案どおり決定】

議案第31号 大月市学校図書館職員設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

〔説明〕奈良学校教育課長

大月市学校図書館職員設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてです。

大月市学校図書館職員につきましては、補助金交付要綱によりPTAが雇用している状況です。この状況の中で、山梨県最低賃金の引き上げをされていること、また大月市職員給与条例の通勤手当の改正に伴い、大月市学校図書館職員設置費補助金交付要綱の改正を行うものです。

内容については、第3条第3号中の金額が改正になります。現行は「812円」で最低賃金が引き上げられたことで、1時間当たりの基準賃金は「839円」とその部分を上げるものになりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、第4条第2号通勤手当について、大月市職員給与条例の改正に伴って、それに準じ、改めたものでございます。

説明は以上になります。

天野委員

以前も申しましたが、大月市では図書館司書がいまだにPTA雇用なので、継続して検討していただきたいと思います。

私がいた頃よりも条件は、はるかによくなっていて、最大限の努力はしていただいていると思いますが、大月市は市立図書館があってもなかなか通えないので、学校図書館が果たす役割は、とても大きなものとなってくると思います。

財政状況が厳しいことはよくわかっておりますが、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

奈良学校教育課長

今、各学校に1名ずつ司書の方がいらっしゃるもので、7名を雇用する形になると思いますが、7名の人件費が嵩上げということにもなってきます。ここで会計年度任用職員の任用等に関する規程が整備されることから、この新しい雇用で、どの市町村でも人件費がはね上がっています。この7名も会計年度任用職員という位置づけになるので、財政的にも現状としては難しいかと思えます。

そうはいいましても、司書の雇用についてのご意見は承りましたので、検討していきたいと思えます。

小泉教育長

天野委員は以前から、このことを気にかけてくださっています。

会計年度任用職員ということになると、市の雇用となりますから、雇用される皆さんの束縛もでてくるのではないかと思います。当然本人の希望する勤務形態はとれなくなってくるので、現状のようにはいかなくなってしまうと思います。

そうはいつても、やはりPTA雇用というのはいつか脱することは必要かなと思います。

今回の議案につきましては、県の最低賃金の引き上げに伴う改正ということで、天野委員のご意見につきましては、今後検討していくということで、この件についてはよろしいでしょうか。

【原案どおり】

議案第32号 大月市教育支援室設置要綱の一部を改正する訓令について

〔説明〕奈良学校教育課長

こちらは、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されることから、大月市教育支援室設置要綱の一部を改正するものとなります。

この会計年度任用職員についてですが、今年度までは、我々は市の賃金職員という言い方をしている、臨時職員、事務補助等と呼ばれるものになるのですが、この賃金職員をされている方に大きな制度改正があり、今度は会計年度の雇用でボーナスを支給する等、雇用条件が改められました。これに関わる部分としまして、大月市教育支援室設置要綱の一部を改正するということがありました。

具体的には、第4条第4号の「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改めさせていただきました。またその関係で第4条第3項の「第1項各号の職員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。」を削除しました。これは、会計年度任用職員は基本1年を単位として、2年も再度任用できるという仕組みですので、最初から2年の任期としているこの部分は削除することとなります。

説明は以上になります。

【原案どおり】

議案第33号 大月市外1市2村ICT教育支援員共同配置実施に関する覚書・細則(案)について

〔説明〕奈良学校教育課長

大月市外1市2村ICT教育支援員共同配置実施に関する覚書とありますが、こちらは新しく設けるものになります。目的にありますように、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村の2市2村が共同して、ICT支援員を配置するというものでございます。ICT支援員については、後ほど説明したいと思いますが、いずれにしても令和2年度からの新学習指導要領によるICTの活用に対応するために取り組んでいた、支援をする方ということでご理解をいただきたいと思います。職務については、第5条にありますとおり「支援員は次に掲げる職務を行うものとする。」ということ

で、実際に1号から6号までありまして、授業で使用する教材開発等の支援、児童生徒に対するICT機器等の取扱い、ICTを活用した授業における教員の補助、あるいはICT機器の設定や簡単なメンテナンス、情報モラルの指導も含めまして、その他共同設置になりますので、関係市村の教育委員会が支持する事項に関するということによって様々なバックアップをしていただきます。この共同設置によりまして、いわゆる東部のICTに関わる水準の平準化や、横の繋がりも出てきますし、全体的な底上げをしていただくという役割も担っていただけるかと思えます。

実際の細かい部分は、大月市外1市2村ICT教育支援員共同配置実施に関する細則にあります。第2条の配置等につきましては「1名の支援員を配置し、拠点校は大月市東小学校とする。」ということになります。

また、第4条を見ていただきますと、勤務日数が「192日」になりますが、これは授業日数がこれくらいだろうということで設定されておりまして、その中の第3項をご覧くださいと1号から4号に各市村の勤務日数の割合が載っておりますが、これは各市村の負担割合と同等になります。全体の金額につきましては、いわゆる給与の部分になりますが、大月市と上野原市は等分、小菅村と丹波山村は等分になりますが、勤務日数は学校数にもよりまして、このような配分で進めていきたいということで、市村も承知をしているところでございます。

以上になります。

中村教育長職務代理者

ICT教育支援員というのは、何年くらい設置できるものでしょうか。

奈良学校教育課長

ICTの活用は今後進んでいきますので、先々は各市町村で数人の雇用をしていく可能性もあるかと思えます。

今はまだスタート段階で、施設整備とのかかわりや先生方とのかかわりもあり、各市村で1人雇用することは、財政負担も含め機能的にも難しいと思えますので、共同設置の1人の方が2市2村を見渡す中で徐々に水準をあげていくというイメージです。

この2市2村共同設置というのは、そういった意味合いが込められているものです。

【原案どおり】

議案第34号 大月市社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

〔説明〕金畑社会教育課長

こちらにつきましては、先ほどの議案第32号と同じく法改正に基づく改正になります。

趣旨の部分に記載していますとおり、法律の改正に基づき、新しい雇用の形として、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されることから、この規則の一部を改

正するものであります。

内容ですが、3条の改正で、「非常勤の職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるものですが、これは、法改正の中で、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化として「会計年度任用職員」に関する規定を設け、一般職の非常勤職員の採用方法や任期等が法の中で明確化されたことにより、この3条の改正のように、「社会教育指導員」の身分の根拠をこの法に基づくものにするものです。「非常勤職員」としての位置づけから「会計年度任用職員」に位置づけるものです。

また、4条の改正で、「月額100,000円とする」を「大月市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大月市条例第29号）の定めるところによる」に改めるものですが、これは、市において令和元年の9月に「大月市条例第29号」という「大月市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を制定し、この報酬部分を規定することから、改めるものです。

また、「第5条を削る」部分ですが、新旧対照表を確認ください。5条では「任期」を規定しておりましたが、この部分も、法による会計年度任用職員という制度の部分であり、この規則から削るものです。

施行日は令和2年4月1日から施行するものです。

以上です。

【原案どおり】

議案第35号 大月市青少年育成カウンセラー設置規則の一部を改正する規則について

〔説明〕金畑社会教育課長

議案第35号につきましても、先程と同じく法改正による改正となります。

法律の改正の中で、「一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化」され、会計年度任用職員に関する規定が設けられ、その採用方法や任期等を明確化したことから、3条の改正で、「非常勤の職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、これにより、「非常勤職員」としての位置づけから「会計年度任用職員」に位置づけるものです。

次に「第4条を削る」部分ですが、新旧対照表にありますように「任期」を規定していましたが、この部分も先ほど同様に、会計年度任用職員という制度の部分であることから、この規則から削るものです。

施行日は令和2年4月1日から施行するものです。

以上です。

中村教育長職務代理者

指導員とカウンセラーは同じ方ですか。

金畑社会教育課長

別の方になりまして、指導員は市民会館で公民館の関係の業務などを、カウンセラーは社会教育課内で青少年大月市民会議の事務などをしていただいております。

【原案どおり】

議案第36号 大月市社会体育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

〔説明〕金畑社会教育課長

趣旨は議案第34、35号同様で、法律の改正に基づき、この規則の一部を改正するものであります。

内容部分も根拠は、議案第34、35号同様で、法改正の中で、「会計年度任用職員」が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定されたことから、3条の改正で、「非常勤の職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるものです。

次の「第4条を削る」部分についても、第4条で「任期」を規定しますが、この部分も会計年度任用職員という新たな制度であり、この規則から削るものです。

施行日は令和2年4月1日から施行するものです。

以上です。

【原案どおり】

議案第37号 令和2年度教育委員会予算について

〔説明〕奈良学校教育課長・金畑学校教育課長

学校教育課になります。新規事業を中心に説明させていただきたいと思います。

英語検定助成事業。こちらにつきましては、先ほど説明させていただきました。受験者状況を踏まえ、補正も視野に入れながら、見込みで75万円を計上しました。

次に、学校ICT教育推進事業になります。こちらにつきましても、ICT支援員を2市2村で設置するために要する経費ということで183万6千円を予定しているところでございます。

その次になります。鳥沢小学校プール建設事業。こちらは以前皆様にご案内したかと思いますが、令和2年度に建設を予定しています。鳥沢小学校のプールにつきましては以前から老朽化が進み、ここで建設しなければ、プールの維持管理ができないというところまできていますので、市長にも理解していただきまして、1億9216万円という経費を計上しました。財政内訳であります。補助金は国庫支出金になりまして、水面積で計算し、1799万8千円、その他地方債と基金繰入金等、大月市の公共施設に対応するために積んでおいた貯金を取り崩しての対応を予定しているところでございます。

この建設の今後の予定になりますが、この予算が成立いたしますと、4月から設計に入りまして、子どもたちが夏のプールを使った後に工事に入って、来年度中の完成を目指しているところでございます。

次の学校施設長寿命化計画策定事業ですが、1045万円計上しています。

次に、図書館司書設置助成事業で、これは小学校分680万円、中学校分272万円となっております。

最後に教育支援センター運営事業ですが、490万円の予算が計上されております。これは、強瀬小学校に現在1人の指導員の配置になっておりますが、令和2年度からは本稼働ということで、実際に子どもたちが来ることになると、1人では対応が難しくなるため、5時間勤務の者を1名追加雇用したいと考えて、490万円に増額したものです。

学校教育課については、以上になります。

続いて、社会教育課の予算について説明いたします。

まず初めに、施策毎の内容として、継承文化の保護についてです。主な事業は郷土資料館運営事業であり、郷土資料館の運営に関する費用を計上しています。

次に、生涯学習の環境整備では、中央公民館管理運営事業として、生涯学習活動の拠点である中央公民館（市民会館）の管理運営に伴う経費を計上し、また、文化行事開催事業・振興助成事業として、文化祭等開催のための助成を文化協会に対して行っております。ほかにも、社会教育指導員設置事業として、生涯学習団体の育成を図るため、2名の社会教育指導員を設置しており、その報酬費を計上しています。

次に図書館の充実ですが、市立図書館運営事業では、図書館長を中心に、時代のニーズに考慮した図書の購入や、各種展示、講座及びイベントの開催などにより、図書館活動の充実を図るところで、主な経費として、会計年度任用職員報酬、機械等保守管理委託料他、その他経費です。この「その他経費」は光熱水費・修繕料になります。

次に、青少年の健全育成です。主な事業は、青少年対策事業であり、各種補助金の経費です。また、青少年育成カウンセラー等設置事業では、青少年育成カウンセラー1名を設置しており、その設置の経費を計上しています。

次に、生涯スポーツの環境づくりです。主な事業としては、まず、大月市駅伝競走大会及び小学校卓球大会の開催等運営経費であり、この経費は、駅伝競走大会及び小学校卓球大会の開催、並びに県スポーツレクリエーション祭及び県体育祭りへの参加等の費用です。次の学校体育施設開放事業は、学校体育施設を地域住民の生涯スポーツ活動の場として提供し、市民のスポーツの振興を図るための経費です。次の総合グラウンド管理運営事業は、市営野球場・陸上競技場・テニスの貸出、施設管理運営及び維持補修に係る経費です。次の勤労青年センター・体育センター事業及び総合体育館管理運営事業の2つの事業は、両施設の管理運営等の経費を計上しております。

令和2年度の社会教育課の予算については、今年度と比べ、取り組む事業に大きく変更はありませんが、事務事業の内容を精査し、事業展開を更に充実させていくための予算を作成いたしました。

次に、全体の収入支出の予算の内容として、令和2年度当初予算の歳入と歳出についてです。

歳入ですが、使用料及び手数料1,568万9千円で、約52万円の程度の増額を見込むものですが、これは、消費増税に伴う料金収入の増になります。県支出金15

8万2千円、諸収入107万5千円、歳入合計として、1,834万6千円を見込んでおり、前年度に比べて、44万5千円の増額となっております。

次に、歳出です。社会教育費1億5,151万5千円、保健体育費5,018万2千円、歳出合計として、2億169万7千円となっております。前年度に比べて、1,620万円ほど減額しております。減額の内訳として、社会教育費で約1,200万円の減額です。これは事業内容を精査し、全体を組み立てるものですが、今年度、郷土資料館の改修費を計上した部分が来年度はないことによる減額が大きな金額上の変更点となります。また、保健体育費で約389万円の減額となっております。これも事業内容を精査する中で全体を組み立てる中での減額です。社会教育課では多くの施設を抱えており、施設の老朽化に伴い修繕を計画的に実施しなければならない状況がありますが、一度に修繕が出来ないことから、使用状況を確認しながら改修費の予算を計上しております。また、イベント等の内容につきましても今年度同様に、内容を精査しながら実施します。財政が厳しい中、各施設と連携しながら事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

【原案どおり】

議案第38号 大月市第3期教育振興基本計画（案）について

（非公開）

〔説明〕小泉教育長

【継続審議】

議案第39号 人事案件について

（非公開）

〔説明〕奈良学校教育課長

【同意】

5 その他

(1) 国体記念小学生卓球大会結果について

〔説明〕金畑社会教育課長

教育委員の皆様には、2月1日のこの大会にご出席を賜りありがとうございました。大会には、5校から11チームの参加がありました。試合結果については資料のとおりで、団体戦では初狩小学校Aチームが優勝し、準優勝が七保小Aチーム、第3位が七保小Bと猿橋小Bチームでした。

なお、初狩小学校については39回の中で初優勝を飾りました。

以上です。

【了知】

(2) 小林宏治育英奨学生選考委員会について

〔説明〕 奈良学校教育課長

まず、最初に選考会ですが、今年も開催させていただきます。今、募集をかけさせていただいておりますけれど、この選考会につきましては、次回の教育委員会の後にさせていただきますと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

【了知】

(3) 大月市立小・中学校入学式祝辞者について

〔説明〕 奈良学校教育課長

前回の教育委員会で卒業式の告辞者は決まりました。

今回の教育委員会で、入学式の祝辞者を決めるということになっていたと思いますので、よろしく願いいたします。

【了知・祝辞者を決定】

・令和2年3月23日（月）午前10時から第13回教育委員会を開催することを確認。

6 閉会

【教育長閉会宣言】